

# IDEAL 会則(改正版)

## 第1章 総則

### 第1条

本同窓会は IDEAL（アイディアル）と称し、事務所を東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系内におく。（以下、東京工業大学を「大学」、同大学環境・社会理工学院融合理工学系を「融合理工学系」、同大学旧大学院理工学研究科国際開発工学専攻〔旧工学部開発システム工学科および国際開発工学科を含む〕を「旧国際開発工学専攻等」という。）

### 第2条

本同窓会は旧国際開発工学専攻等並びに融合理工学系の発展に寄与すると共に、会員および準会員相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

第3条 本同窓会は前条の目的を達成するために、次の事業を行うことができる。

- (1) 会員名簿・会報・その他の発行
- (2) 講演会・セミナー・懇親会等の開催および後援
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

第4条 本同窓会は、次の会員で組織する。

- (1) 旧国際開発工学専攻等に所属した修了生および卒業生。
- (2) 同上の現旧教職員。
- (3) 融合理工学系に所属した修了生、卒業生及び現旧教職員で入会希望の者。
- (4) (1), (2), (3)に準ずるもので、幹事会で承認された者。

- (5) (1)～(4)の資格を持たないが、融合理工学系の研究室に配属された在学  
生は準会員とする。

### 第3章 総会

第5条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任および解任
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 会費の決定
- (4) 幹事会が付議した事項および総会が必要と認めた事項

第6条 総会は次の通りに開催する。

- (1) 総会は1年毎に会長が召集する。
- (2) 会長が必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

第7条 総会の議決は出席者の過半数をもって行う。

第8条 総会の議長は会長がこれにあたる。

### 第4章 役員および幹事会

第9条 本同窓会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計監査役 2名
- (3) 幹事 幹事長1名, 学内幹事4名程度, 年度幹事各年1～4名

第10条 役員を選出と任期について以下に定める。

- (1) 役員を選出は総会において行う。
- (2) 役員の任期は2年とし, 再任を妨げない。

第 11 条 会長は本会を代表する。

第 12 条 幹事の中に会計，名簿，総務，書記をおく。

第 13 条 幹事会は会長が随時に召集し，この会の決算書及び予算案を作成するとともに，会の活動ならびに事業の運営につき審議する。

第 14 条 幹事会での決議は出席役員の過半数をもって行う。

## 第 5 章 会計

第 15 条 本同窓会の経費は，会費，寄付金，その他をもってこれに充てる。

第 16 条 会費は，年会費，学生年会費，10 年会費，20 年会費，および終身会費の選択制とし，その額は会費細則に定める。

第 17 条 会計監査について以下に定める。

- (1) 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- (2) 会計監査は会計年度終了後 3 ヶ月以内に行い，会計監査役がこれにあたる。

## 付則

- (1) 本会則の改廃には総会の決議を要する。
- (2) 本会則は 2007 年 7 月 28 日より施行する。
- (3) 本会則は 2011 年 10 月 8 日総会で条文の一部を改正し，2011 年 10 月 8 日より施行する。
- (4) 本会則は 2012 年 5 月 27 日総会で条文の一部を改正し，2012 年 5 月 27 日より施行する。
- (5) 本会則は 2017 年 8 月 5 日総会で条文の一部を改正し，2017 年 8 月 5 日より施行する。
- (6) 本会則は 2023 年 5 月 20 日総会で条文の一部を改正し，2023 年 5 月 20 日より施行する。

## 会費細則

第1条 本細則は、IDEAL 会員の会費について定める。

第2条

(1) 会員は、次に定めるうちのいずれかにより会費を納めるものとする。

年会費                      1,000 円（学生年会費 500 円）

10 年会費                    8,000 円（向こう 10 年間を前納する場合）

20 年会費                    15,000 円（向こう 20 年間を前納する場合）

終身会費                    30,000 円

(2) 年会費を納め続けて 70 才に達した会員は、以後会費の納入を免除する。

第3条 本細則の改訂は、総会の決議により定める。

第4条 本細則は、2007 年 7 月 28 日から実施する。

以上